

平成28年12月1日から衣類の「洗濯表示」がリニューアル!

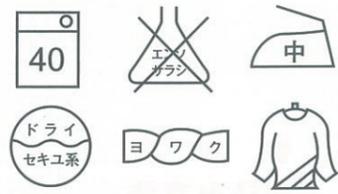
近年、衣類などの生産や流通は海外との取引が一般的になっています。そのため、輸入されている衣類などには日本と海外の両方の洗濯表示が付いている場合があります。国内外で表示が統一されることによって、消費者にとっては、海外旅行やインターネットで買った服なども、迷わず洗えるようになるなどのメリットがあることから、これまでの洗濯表示は、海外で広く使われているものと同じものになります。

基本記号5つと付加記号の組み合わせで表示します

5つの基本の記号

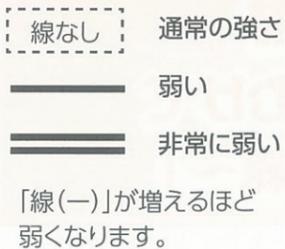


従来の記号例

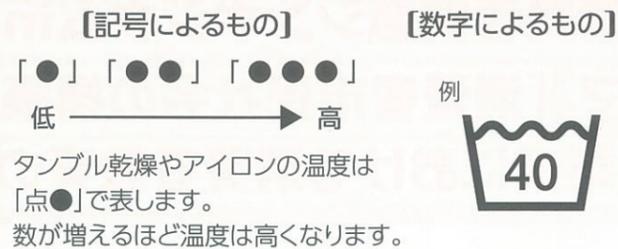


付加記号と数字

処理の強さ (基本記号の下に付加)



温度 (基本記号の中に付加)



禁止



基本機能と組み合わせて、禁止を表します。

新しい洗濯表示(「基本記号」と「付加記号・数字」の組み合わせ)の例

<p>液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる。</p>	<p>漂白剤は酸素系のみが使える。</p>	<p>乾燥処理は、日蔭のつり干しがよい。</p>	<p>アイロン仕上げは、底面温度200℃を限度。</p>	<p>ドライクリーニングは、パークロロエチレンなどの溶剤での処理ができる。</p>
----------------------------------	-----------------------	--------------------------	------------------------------	---

もっと詳しく知りたい方は、以下のHPをご覧ください
消費者庁ホームページ「新しい洗濯表示」
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html
http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/wash_01.html



かいじ号



あなたは大丈夫? スマホの落とし穴

若者の消費者トラブルには、スマホに関連するものが見られます。このようなトラブルで困ったときは、県民生活センターにご相談ください。(TEL 055-235-8455)

「簡単に稼げる」という副業サイトに騙された!

相談事例

SNSの広告に「メールで相談に乗るだけでお金をもらえる」とあったので、サイトに登録した。メールのやり取り等をするためにはポイントを購入する必要があり、プリカと振り込みで総額15万円を支払ってしまった。



アドバイス

- 「簡単に儲かる」などと勧誘されるスマホを利用した手軽なサイドビジネスに関する相談が多く寄せられています。
- メール交換等のたびにポイント購入を指示されて、プリペイドカードや口座振込により、お金をだまし取られる仕組みです。絶対に申し込まないでください。
- あとあと金銭がもらえることはありません。

1回限りの購入のはずが定期購入に...

相談事例

ネットの広告にお試し価格500円で健康サプリが購入できるとあったので、早速注文をした。ところが届いた書類をみると定期購入になっていた。連絡をしなかったら、次の月も商品が届いてしまった。このような販売方法に納得がいかない。



アドバイス

- インターネット通販で「お試し価格」などと書かれた健康食品やサプリメントを、化粧品のトライアルキットを申し込む感覚で安いと思って購入したら、実は定期購入になっていたという相談が多く寄せられます。
- 通信販売には、クーリング・オフ制度が適用されないので、商品の特徴や価格だけでなく、購入条件や返品ルールもしっかり確認しましょう。

儲かるからと言われて、スマホの名義貸しをした。

相談事例

「いいバイトがある。スマホを4台契約して送ってくれば謝礼を払う。」と言われて送った。しばらくしたら、通信料金が滞納となり、電話会社から高額請求書が届いた。



アドバイス

- 契約をした人が通信料金を支払う義務があります。
- こうしたケースでは、しばしば料金滞納となり、ツケが回ってきます。
- そもそもスマホの名義貸しは犯罪行為です。過去には逮捕者も出ています。
- 自分が使う目的以外で契約してはいけません。

平成28年度

「やまなし食の安全・食育推進大会」を開催しました!

9月は山梨県食の安全・安心推進条例第23条により「食の安全・安心推進月間」と定められています。この月間にあわせて9月15日(木)に「やまなし食の安全・食育推進大会」を開催し、食の安全・安心の確保や食育の推進に関して、広く他の模範となる活動を実践されている団体を新井ゆたか山梨県副知事から表彰するとともに、NHK「趣味の園芸」でおなじみの恵泉女学園大学 藤田智氏の講演や優良活動事例発表を行いました。

「やまなし食の安全・安心優良活動表彰」被表彰団体の紹介

韮崎市立韮崎西中学校

平成19～21年まで文部科学省の食育推進委託事業を実施し、「地場産業の活用」や「米飯給食の推進のための学校関係者と生産者等の連携方策のあり方」など様々なテーマについて活動を実施してきました。

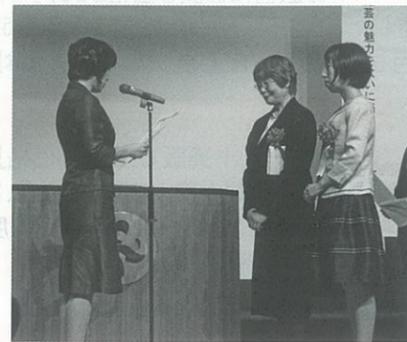
平成22年以降は、委託事業での研究成果を活かし、日常生活における食育の推進に努め、地元農家と連携した地産地消の推進や体験活動の実施、会食マナーや食事作法等の理解促進、毎給食時における食の話題の放送など、年間を通して様々な食育活動に取り組んでいます。中学校では初めての表彰となります。

社会福祉法人 東桂保育園 東桂保育園

昭和42年に開園し、心身ともに健康な子供たちを育てることを目的に、食育活動に取り組んでいます。

体験農園では、有害な紫外線から子供たちを守るために園内に植えた広葉樹の落葉を利用し、また、農薬を使用しない環境にやさしい方法で子供たちが一緒に野菜などを作る体験をしています。

収穫した野菜は給食に利用し、果物は添加物等を加えずに加工し、おやつにするなど、子供たちに野菜のおいしさを気づかせ、健康に対する学びに繋がる取り組みを行っています。保育所では初めての表彰となります。



恵泉女学園大学 教授 藤田 智氏による講演

「次の世代へ ～環境・食育・園芸の魅力は大いに語ろう!～」



今回は、NHK趣味の園芸でおなじみの恵泉女学園大学 教授 藤田智氏をお招きし、約200名の参加者の前で講演をいただきました。

食の安全や食育についてご自身の経験や直売所、学生さんの体験等をユーモアを交えながら、次の世代へ伝えていきたいことをわかりやすくお話いただきました。また、身近な野菜の魅力や環境への効果など、私たちの生活に活かせるお話に、改めて食の安全や食育について考える事ができました。

食の安全・安心を語る会を開催します!! テーマ「食品中の放射性物質検査について」

福島第一原発事故から5年が経過したことから、改めて放射性物質の基礎知識を学ぶとともに、生産段階における放射性物質低減対策や検査の実施状況等を再確認し、今後の食品中の放射性物質に対する検査について国の考えを聞きながら、参加者の皆様と意見交換を行います。今後の放射性物質検査のあり方について一緒に考えてみませんか。

- 日 時 平成28年11月21日(月) 14時～16時
- 場 所 山梨県立男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合)大研修室
- 内 容 ①食品中の放射性物質の対策について ～消費者庁 消費者安全課～
②食品中の放射性物質検査結果について
～農林水産省消費・安全局 食品安全政策課～
③山梨県における放射性物質検査について ～山梨県～
④質疑応答・意見交換
- 参加費 無料 定員:100名
- 申込み方法 電話、FAXでお申し込みください。
- お問合せ先 消費生活安全課 食の安全・食育担当
TEL:055-223-1588 FAX:055-223-1320



消費者問題シンポジウムin甲府 テーマ「消費者市民社会の構築にむけて ～山梨県における消費者教育の取組～」

消費者委員会の委員が直接出向き、参加者の皆様と意見交換等を行います。

- 日 時 平成28年12月10日(土) 13時30分～16時30分
- 場 所 山梨県立大学(飯田キャンパス)C101大講義室(甲府市飯田5-11-1)
- 内 容 【基調講演】内閣府消費者委員会委員長(東京大学大学院教授)河上正二氏
【パネルディスカッション】内閣府消費者委員会委員(NPO法人C・キッズ・ネットワーク理事長)大森節子氏 他
- 主 催 内閣府消費者委員会・あしたの山梨を創る生活運動協会
- 後 援 山梨県・甲府市・山梨県弁護士会・山梨県司法書士会 他
- 参加費 無料
- 申込み方法 消費者委員会へFAX又は内閣府消費者委員会ホームページから
【詳細な開催案内、参加申込みの受付は11月となります】
※山梨県消費生活安全課への電話でもお申込みいただけます。
- お問合せ先 山梨県消費生活安全課 消費生活担当 TEL 055-223-1352

食品安全110番

食品の表示や安全に関する相談や情報を受け付けています。
電話 055-223-1638 受付時間 午前8時30分～午後5時(平日)